

(2) 県営土地改良事業条例

昭和25年11月25日
宮城県条例第67号

改正 昭和31年3月31日条例第16号
昭和39年3月26日条例第29号
昭和40年5月31日条例第13号
昭和45年3月26日条例第13号
昭和62年12月24日条例第35号
平成2年10月12日条例第32号
平成4年3月27日条例第18号
平成6年3月29日条例第19号
平成12年3月28日条例第71号
平成13年3月23日条例第23号
平成22年3月24日条例第33号

県営土地改良事業条例をここに公布する。

県営土地改良事業条例

(趣旨)

第1条 この条例は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）に定めるもののほか、
県営土地改良事業（以下「事業」という。）の施行及び県と事業の施行によつて利益を受ける者（以下
「受益者」という。）との間における分担金その他必要な事項について定めるものとする。

(昭62条例35・一部改正)

(事業範囲)

第2条 事業は、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第50条に定める要件に該当するもの及び
これに準ずるものとする。

(昭62条例35・一部改正)

(事業の施行)

第3条 事業は、受益者の申請によつて施行する。ただし、災害復旧（応急措置を含む。）事業、災害防
止事業、基幹水利施設管理事業その他知事が必要と認める事業については、この限りでない。

(平22条例33・一部改正)

(分担金の徴収)

第4条 受益者からは、事業の施行に係る各年度において、当該事業の施行に係る地域内にある土地に
つき分担金（第8条に規定するものを除く。以下第5条から第7条までにおいて同じ。）を徴収する。
ただし、前条ただし書の事業については、その受益者の意見を聴いて、その全部又は一部を免除する
ことができる。

2 前項の場合において、同項に掲げる受益者が当該事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とす
る土地改良区の組合員であるときは、その者に対する分担金に代えて、その土地改良区からこれに相
当する額の金銭を徴収する。

(昭45条例13・昭62条例35・一部改正)

(分担金の額)

第5条 前条第1項の規定により徴収する分担金の額は、その年度における当該事業に要する費用の額
から国から交付を受けるべき補助金の額を控除した額に100分の50以内の割合を乗じて得た額から法
第91条第6項の規定に基づき市町村に負担させる額（以下「市町村負担額」という。）を控除して得た

額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業に係る分担金の額は、その年度における当該事業に要する費用の額にそれぞれ当該各号に掲げる割合以内の割合を乗じて得た額から市町村負担額を控除して得た額とする。

- 1 災害復旧(応急措置を含む。)事業 100分の8
- 2 災害防止事業 100分の18
- 3 基幹水利施設管理事業 100分の40

(昭62条例35・全改, 平4条例18・平6条例19・平13条例23・平22条例33・一部改正)

(分担金の徴収方法)

第6条 分担金は、各年度内にその全部を一時に徴収する。ただし、受益者の申出があるときは、当該年度内に分割して徴収することができる。

(昭62条例35・全改)

(分担金の減免)

第7条 当該事業に対し、物件、労力又は金銭等の寄附があつたときは、その額に応じ、分担金の一部又は全部を免除することができる。

2 受益者が災害その他避けることのできない事情によつて分担金を納入する能力を失つたときは、その申立により、残余の分担金についてその一部又は全部を免除することができる。

(知事の指定する事業についての分担金の特例)

第8条 知事が別に指定する事業の施行については、当該事業の施行に係る地域内にある土地について受益者から、第4条の規定により徴収する分担金のほか、当該事業に要した費用の額から当該分担金の額を控除した額をその者が法第3条に規定する資格を有している当該地域内の土地の面積に割り振つて得られる額の範囲内で、当該土地の全部又は一部が当該事業の工事完了の公告の日(その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日)の属する年度の翌年度(その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度)から起算して8年を経過しない間に農地以外に転用される場合に当該転用に係る土地の面積に応じた額(農地が農地以外が転用されることに伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することにより生ずる収入がある場合には、当該収入額のうち当該転用に係る土地に係るものを差し引いた額)を納付される旨の条件を付した分担金を徴収する。

2 知事は、前項の分担金を徴収する場合にあつては、当該事業に係る第4条の規定による徴収に係る決定通知を行う際にあわせてその通知を受ける者に前項の規定により徴収する分担金の額その他当該分担金に関し必要な事項を定めてこれを通知しなければならない。

3 知事は、転用に係る土地の面積が知事の指定する面積をこえない場合その他知事が特に納付の必要がないものと認めたときは、第1項の分担金を免除することができる。

4 第4条第2項の規定は、第1項の場合について準用する。

(昭45条例13・追加, 昭62条例35・一部改正)

(分担金の変更)

第9条 事業の計画変更その他の事情により事業に要する費用が増加し、分担金の額を増加しようとするときは、あらかじめその旨を受益者に通告し、その意見をきかなければならない。

(昭45条例13・旧第8条繰下)

(延滞金)

第10条 受益者が分担金を納入期日までに納入しないときは、延滞金を徴収する。

2 前項の規定による延滞金の額及びその徴収方法については、宮城県県税条例（昭和25年宮城県条例第42号）の例による。

（昭45条例13・旧第9条繰下）

（納入期日の変更及び延滞金の減免）

第11条 分担金の納入につき考慮すべき事情があると認めるときは、分担金の納入期日を変更し又は延滞金の一部又は全部を免除することができる。

（昭45条例13・旧第10条繰下）

（施設の管理及び処分）

第12条 事業の施行によつて取得した施設は、当該事業に対する分担金及び延滞金の全額を完納したときに、受益者に有償又は無償で譲渡することができる。

2 事業が完了し、分担金及び延滞金の全額を完納しない場合における施設の管理及び処分については、別に定める規則による。

（昭39条例29・一部改正，昭45条例13・旧第11条繰下）

（罰 則）

第13条 受益者が詐欺その他不正の行為により分担金の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料に処する。

（昭45条例13・旧第12条繰下，平成11条例71）

（施行規則）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

（昭45条例13・旧第13条繰下）

附 則

（施行期日）

1 この条例施行の期日は、知事が別に定める。但し、その期日は、昭和26年4月1日以降になることはない。（昭和26年3月31日規則第24号を以て昭和26年4月1日から施行する。）

（昭62条例35・旧附則・一部改正）

（分担金の額に関する特例）

2 農業用排水施設（ダムに限る。）の新設事業及び変更事業に係る第4条第1項の規定により徴収する分担金の額は、当分の間、第5条第1項の規定にかかわらず、その年度における当該事業に要する費用の額から国から交付を受けるべき補助金の額を控除した額に100分の20以内の割合を乗じて得た額から市町村負担額を控除して得た額とする。

（平2条例32・追加，平4条例18・一部改正）

3 前項の規定の適用がある場合における第5条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項及び附則第2項」とする。

（平2条例32・追加）

（分担金の額に関する読替え）

4 法附則第2項の規定により国から貸付けを受ける場合における第5条第1項及び附則第2項の規定の適用については、これらの規定中「交付を受けるべき補助金」とあるのは、「法附則第2項の規定により貸付けを受けるべき貸付金」とする。

（昭62条例35・追加，平2条例32・一部改正・旧第2項繰下）

附 則（昭和31年条例第16号）

この条例は、昭和31年4月1日から施行する。

附 則（昭和39年条例第29号）

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、昭和39年1月1日から適用する。

附 則（昭和40年条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年条例第13号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の県営土地改良事業条例第8条の規定は、昭和44年度以降の新規着工（新規全体実施設計を含む。）に係る事業の分担金から適用し、同年度前の着工に係る事業の分担金については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年条例第35号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第2項の規定は、昭和62年度の県営土地改良事業に係る分担金から適用する。

附 則（平成2年条例第32号）

この条例は、交付の日から施行し、改正後の県営土地改良事業条例の規定は、平成2年度の県営土地改良事業に係る分担金から適用する。

附 則（平成4年条例第18号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第71号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条第1項の規定は、平成13年度以後にその工事に着手した県営土地改良事業に係る分担金について適用し、平成12年度以前にその工事に着手した県営土地改良事業に係る分担金については、なお従前の例による。

附 則（平成22年条例第33号）

この条例中第3条ただし書の改正規定及び第5条第2項に1号を加える改正規定は平成22年4月1日から、その他の改正規定は平成23年4月1日から施行する。